

「第4回食べて応援しよう！in 仙台」出店者募集要項

【目 的】

東北農政局は、東日本大震災からの復興、農林水産物の風評払拭のため、被災した岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者、食品事業者が農林水産物や加工食品などを販売する場として「第4回食べて応援しよう！in 仙台」を開催し、被災地の復興を支援します。

このため、上記のイベントを開催するに当たり、「第4回食べて応援しよう！in 仙台」の開催要領の1に記載されている趣旨（以下「趣旨」という。）に賛同する出店者の方を募集します。

【主 催】 農林水産省東北農政局

【開催日時】 令和2年3月14日（土）10：00～16：00
令和2年3月15日（日）10：00～15：00

【開催場所】 勾当台公園市民広場（宮城県仙台市青葉区）

【出店内容】 農林水産物及び加工食品等の販売、展示等

【応募資格】 以下の応募資格全てを満たしていること。

- ・ 趣旨に賛同し、岩手県、宮城県及び福島県のいずれかで生産又は水揚げされた農林水産物やこれら農林水産物を食材として製造された加工食品などをPR販売する者
- ・ 岩手県、宮城県、福島県内を主たる活動の拠点としていること
- ・ 暴力団関係者等反社会的勢力と関係のないこと

なお、このほか、東北農政局「食べて応援しよう！in 仙台」実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めた者を出店させることができるものとする。

【応募方法】

別紙1の「出店申込書」に必要事項を記入し、別紙2の同意書とともに下記の提出先に直接または郵送で提出ください。

提出先：〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎A棟

東北農政局経営・事業支援部地域食品課内

「食べて応援しよう！in 仙台」実行委員会事務局 宛

【申込締切】 令和元年12月20日（金） ※当日消印有効

【募集数及び出店料】

募集数は50店舗程度、出店料は無料です。

※1 出店に係るテント等機材は出店者自身が用意し、それらの賃貸料、設営費、賠償保険料、旅費、宿泊費は出店者の負担となります（希望者にはテント、テーブル及びパイプ椅子等の借用を仲介します）。

※2 売上げからの徴収はありません。全て出店者の売上金となります。

【出店者決定】

出店許可の可否は、出店申込書により趣旨にのっとった出店となっているか等を実行委員会で審査し決定します。

また、申込数が募集数を超えた場合は、下記の選考優先事項をポイント化した上で、出店内容などを考慮し決定しますので、予め御了承願います。

出店許可の可否については、令和2年1月中旬までに文書で通知します。なお、出店時のテントの設置場所等は、追ってお知らせします。

<選考優先事項>

- 1 原子力発電所の事故又は津波等により一時的（半年以上）に休業したが、営農・営業等を再開したこと。
- 2 飲食及び物販の場合、岩手県、宮城県及び福島県産の農林水産物及び加工食品の食材としての利用が多いこと。
- 3 福島県を営農・営業等の拠点としていること。
- 4 飲食及び物販以外の場合、来場者が参画できる内容であること。
- 5 これまで「食べて応援しよう！ in 仙台」に出店したことがないこと。

【出店者説明会】

説明会の日時等、詳細は出店者の確定後にお知らせします。

なお、特段の理由がなく欠席した場合は、出店を取り消す場合がありますので、予め御了承願います。

【出店についての確認事項】

- ・ 出店に関する権利は他者に譲渡できません。
- ・ 会場内の路面、工作物等を損傷させる行為は厳禁です。これに従わず路面、工作物等を損傷させた場合の損害賠償は、出店者が負うこととし、主催者は当該損害の賠償の責は負いません。
- ・ 暴力団関係者排除のため、出店者情報を警察に提供して確認する場合があります。確認後に出店にふさわしくないと判断する者は、出店をお断りさせていただきます。

- ・ 天災、悪天候その他の不可抗力が生じた場合には、本イベントを中止することがあります。その場合、これによって出店者に生じる損害については、主催者は責任を負わないものとします。

【出店の際の遵守事項】

- ・ 岩手県、宮城県及び福島県のいずれかで生産された農林水産物名又はこれらを利用した加工食品等の品名及び主な食材名を、来場者に見えるよう店頭に掲示すること。
- ・ 販売する商品に係る各種法令等を遵守すること。
- ・ 設営は令和2年3月14日（土）午前8時から開始し、午前9時半までに完了すること。なお、開催時間内は営業を継続し、途中で閉店はしないこと。
- ・ 撤収は令和2年3月15日（日）午後3時から開始し、午後4時半までに完了すること。なお、出店場所及び周辺を清掃し、現状回復すること。
- ・ テント、テーブル、パイプイスの貸出しを希望した者は、申込内容の変更はできません。
- ・ テントからはみ出して物品を置くことや、悪質、高圧的な販売及び呼び込みをしないこと。
- ・ 出店者用の駐車場は用意しません。駐車場が必要な場合は、出店者が近隣の有料駐車場を借りるなどすること。会場周辺の道路等への駐車は厳禁です。
- ・ 搬入及び搬出のための会場への車両の乗り入れは、午前9時半までと閉店後の時間帯とし、実行委員会の指示に従うこと。指定した経路及び時間帯以外は、会場内に車両を進入させないこと。
- ・ 申込書に記載した商品以外の販売はしないこと。
- ・ ガスコンロ、ヒーター、薪、炭等の火気及び発電機を使用する場合は、出店許可通知に「火気、発電機関係届出書」を同封するので、後日御案内の出店者説明会の出席時に提出すること。届出書に記載のない火気・機器類は使用禁止とします（電源を使用する機器は、発電機を持ち込む場合のみ使用可能）。
- ・ 出店者は必ず消火器を準備し、万が一火災が発生した場合には初期消火に協力すること。
- ・ 保健所に届出の必要なもの（生肉、生魚、生乳、飲食店営業、大判焼など菓子製造業、喫茶店営業）を販売する場合は、仙台市保健所から営業許可を受けること。また、イベント当日は保健所が発行する許可書及び実行委員会が発行する出店許可証を、来場者から見える場所に必ず掲示すること。許可書のない者の出店は認めない。
- ・ 販売商品による食中毒や事故等が発生しないよう、出店者は品質管理、衛生管理に十分注意し、万が一発生した場合は実行委員会に速やかに報告するとともに、出店者自らの責任において適切に対応すること。
- ・ 酒（アルコール）類を販売する場合は、開設しようとする所在地の税務署（仙台北税務署）に届出を行っていること。
- ・ 商品、備品、機材等の盗難及び危険防止等のため、営業に伴う管理を十分に行うこと。

盗難、紛失、故障等の損害を被った場合、主催者は一切責任を負わない。

- 出店者は店舗周辺の清掃を随時行うとともに、自らゴミ袋等を準備・設置すること。
また、その場で飲食するものを販売する場合、販売後のゴミや汁等の食べ残し、廃棄物は出店者が責任をもって持ち帰ること。廃液を公園内の施設に流すことはできません。
- 会場内で喫煙しないこと（会場内は禁煙）。
- そのほか、実行委員会からの指示及び公園使用の条件（後日送付）に従うこと。

※ 上記の確認事項、遵守事項及び同意書等に違反した場合は、出店の許可を取り消し、出店者並びに当日の関係者全員が即時退店となるほか、来年度以降の応募もお断りいたします（店名が違ってても出店者が実質的に同一の場合は、同様の扱いとします）。

「第4回食べて応援しよう！in仙台」 出店申込書

No.

※No.は事務局記入

令和 年 月 日

「食べて応援しよう！in仙台」実行委員会事務局 宛

同意書の記載内容に同意し、「第4回食べて応援しよう！in仙台」に、次のとおり申込みます。

＜出店者情報＞

出店者名 (社名、団体名等)	(フリガナ)	代表者名	(フリガナ)
ブース表示名	(フリガナ)	担当部署	印
住所	〒 -	担当者名	(フリガナ)
連絡先	電 話 : F A X : 携帯電話 : E-mail :		
出店種別 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 1. 飲食 (<input type="checkbox"/> フードトラック出店) <input type="checkbox"/> 2. 物販 (<input type="checkbox"/> 農林水産物 ・ <input type="checkbox"/> 加工食品 ・ <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 3. 展示		
過去の出店 状況等	原子力発電所の事故又は津波等により半年以上休業し、営農又は営業等を再開した <input type="checkbox"/> 該当 (休業期間: 月、再開: 西暦 20 年 月) ・ <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 「食べて応援しよう！in仙台」に出店経験があるか <input type="checkbox"/> 有 (第 回) ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 他のイベントに出店経験があるか <input type="checkbox"/> 有 (イベント名:) ・ <input type="checkbox"/> 無		

◆ 1-1. 出店種別欄で飲食又は物販に☑した方は御記入ください。

仮設営業等に関する確認	会場での加熱処理の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	仙台市保健所の仮設営業許可書の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (要仙台市保健所への営業許可申請) 有に☑した方は許可書に記載されている「名称・屋号又は商号」を記入 【 】
飲食料品の販売確認	<p>該当番号に○をつけ、販売する飲食料品を全て御記入ください。 記入のないものは販売できません。</p> <p>① 生肉、生魚介類、生乳及び乳飲料 【仮設営業許可 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無】 (品名:)</p> <p>② 飲食店営業 【仮設営業許可 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無】 (品名:)</p> <p>③ 菓子製造業 【仮設営業許可 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無】 (品名:)</p> <p>④ 喫茶店営業 【仮設営業許可 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無】 (品名:)</p> <p>⑤ 保健所の営業許可が不要な食品(農産物、焼きいも、わたがし等) (品名:)</p> <p>注1: ①②③④を販売する場合は、仙台市保健所長の仮設営業許可が必要です。 既に許可を受けている方は、許可書及び仮設営業計画書のコピーを添付してください。 まだの方は、事前に仙台市保健所の許可を受け、交付された許可書及び仮設営業計画書の コピーを2月21日(金)までに事務局に提出してください。許可申請は、出店者が行ってください。</p> <p>注2: ②のうち、酒類を提供する場合の仙台北税務署への届出は、出店者が行ってください。</p> <p>注3: ①の場合は、必ず冷蔵庫、冷凍庫の設置が必要です。</p>
その他の販売確認	飲食料品以外の品名を御記入ください。(例:被災地の民芸品 など) 次ページの◆2欄に具体的な内容を、◆3欄に出店PRを御記入ください。 ()

出店者名		No.	
------	--	-----	--

※ No.は事務局記入

◆ 1-2. 岩手県、宮城県、福島県産の農林水産物又はそれらを利用した加工食品の品名及び食材名について御記入ください。

※ 応募多数の場合、農林水産物の販売、加工食品の3県食材の利用割合により審査しますので、全て記入してください。

農林水産物の販売	農林水産物の販売は岩手県、宮城県、福島県で生産されたものだけです。他県産は御遠慮願います。				
	<記入例>	「 岩手県産 」 (だいこん、にんじん、ごぼう、ながいも) を販売			
	農林水産物 ①	「 岩手県産 」 () を販売			
	農林水産物 ②	「 宮城県産 」 () を販売			
農林水産物 ③	「 福島県産 」 () を販売				
加工食品の販売	岩手県、宮城県、福島県産の食材を利用した品名及び食材名を記入してください。		岩手県、宮城県、福島県産利用割合		
	<記入例>	「 豚汁 」 (福島県産 さといも、にんじん、ねぎ を利用)	50%以上	30%~50%	30%未満
	品名 ④	「 」 (県産) を利用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	品名 ⑤	「 」 (県産) を利用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	品名 ⑥	「 」 (県産) を利用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	品名 ⑦	「 」 (県産) を利用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	品名 ⑧	「 」 (県産) を利用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記のうち目玉商品の番号を2つ記入してください (各種チラシの出店者紹介に使用します)		目玉商品 1	目玉商品 2		

◆ 2. 出店種別欄で物販のその他及び展示に☑した方は御記入ください。

具体的な内容	
--------	--

◆ 3. 今回の出店PRを御記入ください。(全申込者)

出店PR (100字以内)	
------------------	--

出店名		No.	
-----	--	-----	--

※ No.は事務局記入

<持ち込み物品・有料テント等について>

■火気について（該当するもの全てに○を付ける。）

① 使用する（内訳：ガスコンロ、バーナー、カセットコンロ、炭、薪、ヒーター、発電機）

② 使用しない ↑ 使うもの全てに○

注1：火気使用の場合は、テントごとに必ず「消火器」を設置してください。
消防署への届出は、事務局がまとめて行います。

注2：火気の使用をしない出店者も原則「消火器」を設置願います。（消防署の指導）

注3：地面直火はできません。

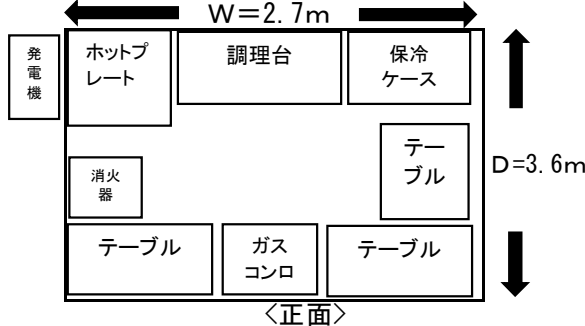
■テントの種類及びレイアウト（記入してください。）

①使用するテントの種類に該当するものに○を付けてください。

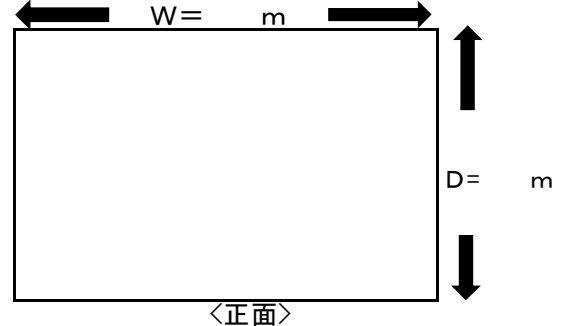
- ・持込テント（サイズ × ） ※持込テントのサイズは W3.0m × D3.0m 以内とする
- ・1/2貸テント（W2.7m × D3.6m）

②テントのサイズ、持込什器、火気使用状況、消火器の位置、テーブルなどレイアウトを具体的に記入。

【記入例】



【こちらに記入↓】



■有料テント等の申込内容（空欄に記入）

※借受け希望者のみ記入してください。なお、本申込み後の変更は不可です。

品目	仕様	単価見込み (2日分)	申込数量 ※空欄に記入	
① 1/2貸テント (W5.4m×D3.6mのテントを 半分に区切り使用)	・1店舗あたりのスペースはW2.7m×D3.6m (W5.4m×D3.6mのテントを2店舗で使用) ・付属品：ウエイト、白横幕(四方7k分)	約11,000 ~13,000円		張
② 貸テーブル	・長テーブルW1800mm×D450mm×H700mm	約1,500円		台
③ 貸イス	・パイプイス	約300円		脚

- 【留意事項】
- ◆1店舗の売場面積は原則として1/2テントです。テント1つ面積でないと販売できない場合は事前に御相談ください。ただし、御希望に添えない場合もあります。
 - ◆単価見込みは消費税込み額です。(過去開催の単価を参考)
 - ◆貸テントの単価見込みには、設営・撤収、運搬諸経費が含まれています。
 - ◆貸テントの総数で、複数のテント業者と見積合わせを行い、価格が最も低い業者に依頼するため、上記のテントの金額に**多少の差額**が生じる場合があります。

【注意】代金振込み及び代金振込み後の出店のキャンセルについて

- 後日、有料テント等の**正式な金額が記載された請求書**を送付します。
請求書に記載の振込期限までに事務局指定の口座に振り込んでください。振込手数料は出店者負担となります。
- 代金振込み後は、出店のキャンセルがあっても**返金できません**。

<お問い合わせ先>

「食べて応援しよう！in仙台」実行委員会事務局（東北農政局経営・事業支援部地域食品課）
担 当：高見・井上（美）
所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1
電 話：022-263-1111（内線4084、4548）

「第4回食べて応援しよう！in仙台」に関する同意書

<出店留意事項>

※必ず御一読ください。同意できる場合には、確認欄にチェックマークを付けてください。

確認欄

- (1) 取扱商品は、開催要領の1に記載されている趣旨を理解し、被災地の復興支援につながるよう、農林水産物の販売は全て岩手県、宮城県及び福島県産とすること。また、加工食品等販売の場合は3県のいずれかの食材を利用した加工食品を1品以上販売すること。なお、3県の農林水産物名又はこれらを利用した加工食品等の品名及び主な食材名を来場者に見えるよう店頭に掲示すること。
- (2) 販売する商品に係る各種法令等を遵守すること。
- (3) 次の出店時間を厳守すること
 - ・3月14日（土）午前10時～午後4時
 - ・3月15日（日）午前10時～午後3時
- (4) 設営は3月14日（土）午前8時から開始し、午前9時30分までに完了すること。
- (5) イベント終了後の撤去及び原状回復については、イベント最終日に速やかに完了すること。
- (6) イベント終了後は、使用した火気を完全に消して、両日とも速やかに閉店準備を行うこと。
- (7) イベント期間の2日間とも出店することとし、途中での引上げは認めない。
- (8) 出店場所については、実行委員会の決定に従うこと。
- (9) 出店者用の駐車場は用意していないので、駐車場が必要な場合は出店者が近隣の有料駐車場を借りるなどし、会場周辺の道路等への駐車はしないこと。
- (10) 搬入及び搬出のためのイベント会場への車両の乗り入れは、午前9時30分までと閉店後の時間帯とし、実行委員会の指示に従うこと。
- (11) 大雨や強風等、安全確保が困難な状況等により、このイベントを中止することがある。このような不測の事態でイベントが中止されたことにより出店者が被った損害については、主催者は一切責任を負わない。
- (12) テント、テーブル及びイスの借用（有料）を希望する場合は、出店者の自己負担で、実行委員会が見積合わせにより決定した業者から借りること（出店申込書で申込み）。
- (13) テント（有料）の設営運搬費は、借用を希望した出店者で折半して支払うこと。
- (14) テント、テーブル及びイスの借用料及び折半するテント（有料）の設営運搬費については、出店者ごとの金額が決定後に、請求書で実行委員会から請求する。請求額は、指定口座に振込期限までに必ず振り込む（振込手数料は出店者が負担）こととし、振込期限までに振込みがなかった場合は、出店を認めない。
- (15) 振り込んだ借金額及び設営運搬費については、その後にキャンセルがあっても、返金しない。
- (16) 請求金額の決定後、上記物品の借用料及び設営運搬費に若干の差額が生じた場合には、実行委員会の請求に基づき、イベント当日にその調整額を現金で徴収することがある。
- (17) 商品、備品、機材の盗難及び危険防止等のため、営業に伴う管理を十分に行うこととし、盗難、紛失、故障等の損害を被った場合でも主催者は一切責任を負わない。
- (18) 指定された場所以外で営業してはならない。また、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- (19) 不当な価格で物品を販売してはならない。また、全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (20) 保健所が交付する仮設営業許可書及び実行委員会が交付する出店許可証を、来場者から見える場所に必ず掲示すること。
- (21) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については、事前に仙台市が示す「仮設営業の提供品目などについて」に応じ、申請手数料（自己負担）とともに保健所に申請を行い、必ず許可を受けること。
- (22) 生肉、生魚介類、生乳（乳飲料を含む）を販売する場合は、保健所への申請とともに必ず冷蔵庫、冷凍庫を備えること。
- (23) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可書のない者は出店を認めない。
- (24) 仙台市が示す「仮設営業について」に記載の注意事項を遵守し、保健所及び衛生指導員の指示に従うこと。また、出店者は万が一食中毒等の事故が発生した場合、速やかに実行委員会に連絡するとともに出店者自らの責任において適切に対応すること。

裏面に続く

- (25) 酒（アルコール）類を販売する場合は、開設しようとする所在地の税務署（仙台北税務署）に届出を行うこと。
- (26) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。また、自動車を運転する者への飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。
- (27) 出店申込書に記載した商品以外の販売は認めない。
- (28) ガスコンロ、カセットコンロ、ヒーター、薪、炭等の火気及び発電機を使用する場合は、出店申込書及び出店許可通知に同封する「火気、発電機関係届出書」により必ず届出をすること。
- (29) 火気の取扱いについては、火災や事故が起きないように十分注意し、直火は禁止する。
また、炭及び薪を使用する場合は、上記の「火気、発電機関係届出書」に使用方法を記載し、事前に実行委員会に申し出を行い、許可を受けること。
- (30) 出店者は必ず消火器を準備し、万が一火災が発生した場合には、初期消火に協力すること。
- (31) 店舗周辺の清掃は、出店者が随時行うこと。
- (32) 出店者は各自でゴミ袋等を設置し、ゴミは必ず持ち帰ること。また、その場で飲食するものを販売する場合、販売後のゴミや廃棄物等は、出店者が責任をもって持ち帰ること。
- (33) 廃液は公園内の施設に流さないこと。
- (34) イベント終了後、出店場所及び周辺の清掃作業を行い、原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、実行委員会の呼び出しに応じ、清掃作業を行うこと。
- (35) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即時退店とし、退店させられても異議を申し立てないこと。
- (36) 会場となる勾当台公園市民広場内の路面、工作物を損傷させる行為は厳禁とする。これに従わず路面及び工作物を損傷させた場合の損害賠償は、出店者で行うこととし、主催者は当該損害の賠償の責は負わない。
- (37) 勾当台公園市民広場の利用に当たっては、別途送付する「都市公園内行為許可の条件」に従うこと。
- (38) そのほか、実行委員会からの助言、注意、指導があった場合は従うこと。

●上記の留意事項全てに同意し、令和2年3月14日～15日に開催する「第4回食べて応援しよう！ in仙台」に出店いたします。これを証するため、以下のとおり署名及び押印します。

令和元年 月 日

出店者名：

代表者名：

印

連絡先電話番号（携帯番号）：